佐賀県食育賞表彰実施要領

（趣旨）

第1条　この要領は、食育の推進に顕著な功績のあった個人又は団体等を知事が表彰することにより、本県の食育推進活動を促進するとともに、県民の食育に対する関心を高めることを目的とする。

（表彰の対象）

第２条　表彰は、次の各号のいずれにも該当するものを対象に行う。

(1) 次に掲げる食育活動のいずれかに該当するものであって、概ね３年以上（新たな活動であって、短期間で波及効果が期待されるものにあっては１年を超える期間）にわたり実施し、今後も継続した活動が期待されるものであること。

ア　健全な食習慣を確立するための食育活動

イ　健康づくりを支える食育活動

ウ　地域の食、食文化を守り継承する食育活動

エ　農林水産業や食品関連事業等の体験を通じた食育活動

オ　食への感謝、食べ物をもっと大切に消費していく意識を高める食育活動

カ　その他本県の食育推進に資すると認められる活動

(2) 活動の内容が、地域社会への貢献度が高く、他の模範となるものであること。

（表彰の方法）

第３条　表彰は、表彰状を授与して行う。

（表彰の部門）

第４条　表彰は、次の部門ごとに行う。

　(1) ボランティア部門　次のいずれかに該当する者

　　ア　食生活改善推進員の活動について（平成7年6月19日付け健医健発第51号厚生省保健医療局健康増進栄養課長通知）の食生活改善推進員（以下「食生活改善推進員」という。）及び食生活改善推進員で構成される団体

　　イ　食育の推進に関わるボランティアとして活動している個人若しくは団体（アに該当する者を除く。）

　　ウ　食育の推進に関わるボランティアとして活動している大学（短期大学を含む。）、高等専門学校若しくは専門学校（以下「大学等」という。）の学生若しくは大学等の学生を主体とする団体

　(2) 事業者部門　次のいずれかに該当する者

　　ア　介護その他社会福祉、医療及び保健（以下「社会福祉等」という。）に関する職務に従事する者並びに社会福祉等に関する関係機関及び関係団体

　　イ　農林漁業者（法人を含む。）、農林漁業者を組合員とする協同組合及び集落営農等農林漁業者グループ

　　ウ　食品製造・販売その他の事業活動に従事する者

　　　　（ただし、ア、イ、ウとも前号に該当する者を除く。）

　(3) 教育関係者部門

　　ア　教育及び保育（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（認定こども園・幼稚園・保育所・小中学校・高等学校等）

２　前項の部門の選から漏れたもののうち、審査員全員が認めた場合は奨励賞を設定するものとする。

（候補の推薦）

第５条　候補の推薦は、次の各号のいずれかの者が行うものとする。

(1) 前条第１項第１号のボランティア部門の候補者の推薦者は、市町長又は大学等の長とする。この場合において、大学等の長が推薦できるのは、当該大学等の学生又は当該大学等の学生を主体とする団体に限る。

(2) 前条第１項第２号の事業者部門の候補者の推薦者は、自薦又は他薦（市町長を含む。）とする。

(3) 前条第１項第３号の教育関係者部門の候補者の推薦者は、自薦又は他薦（市町長・園長等・所長・校長を含む。）とする。

２　推薦者は、推薦調書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

３　推薦者は、各部門で複数の個人又は団体等を推薦しようとするときは、推薦順位をつけるものとする。

（審査及び決定）

第６条　受賞者は、佐賀県食育賞審査委員会（以下「審査委員会」という）が審査し、知事が決定する。

２　審査委員会の設置等については、別に定める。

３　審査は、別に定める審査基準により行うものとする。

（庶務）

第７条　表彰に関する事務は、くらしの安全安心課が行う。

附　則（平成20年２月８日）

この要領は、平成20年２月８日から施行する。

附　則

この要領は、平成23年10月11日から施行する。

附　則

この要領は、平成26年10月６日から施行する。

附　則

この要領は、平成27年8月25日から施行する。

附　則

この要領は、平成30年8月28日から施行する。

附　則

この要領は、令和元年10月29日から施行する。

　附　則

　この要領は、令和３年11月17日から施行する。

 附　則

　この要領は、令和５年10月11日から施行する。

様式第１号-１

|  |  |
| --- | --- |
| 推薦順位 | 　 |

**佐賀県食育賞推薦調書（個人）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 推　薦　者 | 市町長 / 大学等の長 / 園長等・所長・校長 自薦 / 他薦　　　　※いずれかに○をつけてください | 担当者名 |  |
| 所属団体名: | 電　 話 |  |
| 部　　門 | ボランティア部門 / 事業者部門 / 教育関係者部門※いずれかに○をつけてください | 居　住 地(市 町 名) |  |
| （ふりがな） |  | 年 　齢 | 　　　　　　　歳 |
| 氏　　　名 | 活動年数 | 　　　　　　年 |
| 所属団体名 |  | 活動開始時　期 | 年　　月 |
| 連　絡　先（メール） |  | 連 絡 先（電　話） | 　 |
| 活　動　のテ　ー　マ | 応募の活動において、下記の５つのうち力を入れているテーマの回答欄に〇をつけてください。なお、複数のテーマに取り組まれている場合は、力を入れているテーマ順に番号をつけてください。 |
| テーマ | 回答欄 | 順位回答欄 |
| ア　健全な食習慣を確立するための食育活動 |  |  |
| イ　健康づくりを支える食育活動 | 　 | 　 |
| ウ　地域の食、食文化を守り継承する食育活動 | 　 |  |
| エ　農林水産業や食品関連事業等の体験を通じた食育活動 |  |  |
| オ　食への感謝、食べ物をもっと大切に消費していく意識を高める食育活動 | 　 |  |
| カ　その他本県の食育推進に資すると認められる活動（具体的に→　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |
| 推薦者の意見及び推薦理由 |  |
| 表彰歴・過去の活動 |  |

様式第１号-１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動概要 | 活動の目的 |  |
|  |
| 活動の内容 |  |
|  |
| 活動の社会的貢献度 |  |
|  |
| 活動の波及性 |  |
|  |
| 活動の独自性 |  |
|  |
| 今後の活動の継続性 |  |
|  |

※　調書の各枠については、文量が多くなる場合、記入の際に枠の大きさの拡張を適宜行ってください。手書きの場合は別紙に書いたものを添付してください。この時、合計ページ数が2ページを超えても構いません。

※　候補者の顕著な活動がわかる資料（会報、チラシ、事業報告書、新聞記事等）を７部添付してください。

候補者の皆さんの氏名、電話番号等の個人を識別する情報については、当賞の審査に関してのみ利用し、候補者の承諾がない限り第三者に提供いたしません。上記のほか、くらしの安全安心課は、「佐賀県個人情報保護方針」に基づき、候補者の方の個人情報の保護を徹底し、秘密を固く守ります。

様式第１号-２

|  |  |
| --- | --- |
| 推薦順位 | 　 |

**佐賀県食育賞推薦調書（団体）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 推　薦　者 | 市町長 / 大学等の長 / 園長等・所長・校長 自薦 / 他薦　　　　※いずれかに○をつけてください | 担当者名 |  |
| 所属団体名: | 電　 話 |  |
| 部　　門 | ボランティア部門 / 事業者部門 / 教育関係者部門※いずれかに○をつけてください | 団体所在地(市 町 名) |  |
| （ふりがな） |  | （ふりがな） |  |
| 団　体　名 | 代表者名 |
| 団体設立時 期 | 　　　 年　　月 | 会員数 |  | 活動開始時　期 | 年　　月 |
| 連　絡　先（メール） |  | 連 絡 先（電　話） | 　 |
| 活　動　のテ　ー　マ | 応募の活動において、下記の５つのうち力を入れているテーマの回答欄に〇をつけてください。なお、複数のテーマに取り組まれている場合は、力を入れているテーマ順に番号をつけてください。 |
| テーマ | 回答欄 | 順位回答欄 |
| ア　健全な食習慣を確立するための食育活動 |  |  |
| イ　健康づくりを支える食育活動 | 　 | 　 |
| ウ　地域の食、食文化を守り継承する食育活動 | 　 |  |
| エ　農林水産業や食品関連事業等の体験を通じた食育活動 |  |  |
| オ　食への感謝、食べ物をもっと大切に消費していく意識を高める食育活動 | 　 |  |
| カ　その他本県の食育推進に資すると認められる活動（具体的に→　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |
| 推薦者の意見及び推薦理由 |  |
| 表彰歴・過去の活動 |  |

様式第１号-２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動概要（行政等からの委託事業としての活動を含む場合は、自主事業との違いを明確に記すとともに、推薦団体の自主性・独自性を詳細に記載すること） | 活動の目的 |  |
|  |
| 活動の内容 |  |
|  |
| 活動の社会的貢献度 |  |
|  |
| 活動の波及性 |  |
|  |
| 活動の独自性 |  |
|  |
| 今後の活動の継続性 |  |
|  |

※　調書の各枠については、文量が多くなる場合、記入の際に枠の大きさの拡張を適宜行ってください。手書きの場合は別紙に書いたものを添付してください。この時、合計ページ数が2ページを超えても構いません。

※　候補者の顕著な活動がわかる資料（会報、チラシ、事業報告書、新聞記事等）を７部添付してください。

候補者の皆さんの氏名、電話番号等の個人を識別する情報については、当賞の審査に関してのみ利用し、候補者の承諾がない限り第三者に提供いたしません。上記のほか、くらしの安全安心課は、「佐賀県個人情報保護方針」に基づき、候補者の方の個人情報の保護を徹底し、秘密を固く守ります。

実施要領第６条第３項関係（別紙）

審　査　基　準

１　実践性

　　単なる周知・啓発にとどまらず、活動の対象者の行動につながる実践的な活動を行っているか。

２　社会的貢献度

　　社会的貢献度が高く、かつ具体的な成果が認められるか。

３　活動の波及性、広域性

　　他団体等及び他地域への波及効果が大きいと見込まれる活動を行っているか。

４　独自性、模範性

　　地域における食育の推進に資する新しい活動で、他の団体等の模範となるような活動を行っているか。

５　継続性

　　一時的なものでなく、計画的かつ定期的に実施されている活動であって、将来にわたって実施される見込みがあるか。